

日本学術会議の在り方に関する専門調査会(第12回)

議事録(案)

1. 日時:平成14年12月19日(木)16:00～18:00

2. 場所:中央合同庁舎第4号館第2特別会議室

3. 出席者:

(議員・委員)石井紫郎会長、井村裕夫会長代理、白川英樹議員、
市川惇信委員、塩野宏委員、中根千枝委員、益川敏英委員、松尾稔委員、
三井恒夫委員、山路敬三委員
(事務局)大熊政策統括官、上原官房審議官、永松官房審議官、
和田官房審議官、三浦参事官

4. 概要:

(1)「日本学術会議の在り方について(中間まとめ)」に対する意見募集の結果について

○石井会長

それでは、第12回専門調査会を始めます。まず、資料の確認を。

○三浦参事官

(資料1～6及び机上配布資料について説明)

○石井会長

資料の説明に出たが、前回まで御議論いただいたところを中間まとめとして公表した。そして11月13日から約3週間、12月3日まで意見を募集したところ、全部で112件の意見が寄せられた。それを事務局で整理したので、資料1-1から1-3に即して説明します。

○三浦参事官

(資料1-1～1-3に沿って説明)

○石井会長

資料１－２と、机上の原文をそのまま載せた資料のそれぞれに左側に番号が振ってあるが、これは対応しないので、誤解なきように。１－２の方は、説明のときに特定するための番号で、机上の資料の方は、個人別に振ってある。資料１－２の方は、同じ人物が別の項目について発言している場合には番号が違って振られている。ある一人の人物がいろいろな項目についてどういう議論をしているかを見ていただくには、こちらの厚い方を見ていただくことになる。

頭から論点別に参事官から説明したが、コメントを通読して私なりに総括的に感じたことを、整理の議論のきっかけにするつもりで、申し上げたい。

なお、意見募集はいろいろなところで行われているが、寄せられた意見をどのように扱うか、これを原文のまま公表するのか、取りまとめた形でやるのか、あるいは論点別にやるのか、個人別にやるのか、それからその紹介もさることながら、コメントに対する意見募集をかけた側の方のコメントを付けるか付けないか、付けるとしてどのように付けるかについては、決まった方式が確立しているわけではなさそう。資料１－２としてお示ししたのは、今回の意見募集に対する取扱いは、こういう形でこの程度のまとめの仕方、この程度のお答えの仕方をする中でいかがかという形式上の問題提起も含んでいることをお含みおきいただきたい。中には、「何通いただきました、ありがとうございます」というものから、非常に委細を尽くした返答をしているものまでいろいろあるようだが、こちらで考えた案としてはこんな形でいかがであろうかという問題提起。また、それぞれについてこちらのコメントとしてどのような表現が適切かの御議論を後で頂戴したい。そういった御議論を頂戴する目的にもかなうように、私が若干の整理したものを申し上げる次第である。

賛成、反対いろいろ御意見が寄せられたのはごらんのとおり。賛成の方の数が少なかったことは事実。反対意見の大半は、特に学協会の代表者としての見解と思われるものは、日本学術会議側がまとめた考え方と基本的に一致したコメントが非常に多かったと認められる。実際に学術会議の文章を引用する、あるいはリファアーする形でコメントを寄せられた向きも多い。

いろいろな点で考え方が違うということは、説明があったとおりだが、我々がここで議論して取りまとめて公表した中間まとめのっている基本的なフィロソフィーをもう一度振り返ってみると、学術会議が現在の新しい

学術研究あるいは研究体制あるいは社会的な役割に対応して俯瞰的な観点からの活動が求められているが、第1に、現在の体制が七部制をとっていることに象徴的に表れているように、旧帝国大学の学部縦割り制を大枠として前提としており、かつその内部においても在来の学部、学科の縦割り制を前提とした分野別研究連絡委員会、これは当該分野を構成する諸個別専門領域の学協会の集合体だが、この研連に細分された形をとっている。

第2に、会員の選出もその体制を基盤として学協会を選出母体とする形をとっているということ。そのために、俯瞰的な立場から在来の学問分野の勢力図から自由に、学術の新動向を反映した構成をしっかりとデザインして、かつサイエンスメリットに基づいてそのデザインにふさわしい優れた研究者を会員として求めていくということには必ずしも適したものになっていないのではないか。

更に3年ごとを区切りとする「期」制をとっており、組織としての継続性に欠ける点があって、中長期的な観点を要する課題にじっくり取り組むことが困難な体制になっているのではないかと。これを改め、「期」制を廃止する。それで、永続的、継続的な組織として編成変えする。しかし、同時に組織の活性を維持する観点から、任期制または定年制を設けるということを提唱している。

また、会員の選出については欧米諸国のアカデミーがほとんど例外なく採用している co-optation 形式、それは現存の会員の選定によって欠員を補充するという方式だが、これによるものとするのが適当であろう。しかし、会員の情報収集能力等々、さまざまな限界があるので、それを補正するために会員候補者について学協会の推薦等を活用して情報を広く集めるべきものとした。

会員の数については、重要事項を決定する権限を持つはずの総会が実質的に合議体として機能し得るためには、ほぼ現行どおりの規模が適切であろう。無論、多少の増減はあり得るにしても、現在の210前後ぐらいが適当であろう。これは合議体としてしっかり機能するためには、その程度が最大限であろうというふうに議論が進んだと思う。

しかし、もちろんこの会員数によって学術会議がその役割を十分に果たすことは難しいので、そのために連携会員という制度を設けるべきものとした。しかも、その連携会員の選定は会員の場合と同じく co-optation 方式が適当であろうというまとめにした。この連携会員制度は、学術会議の諸活動に応

じて学術会議自身が活用方法を見出していくべきもので、その中にはもちろん現在の研連のように学協会との連携も含まれることは十分考えられる。また、連携会員の数をどのくらいにするかも、そうした活用の仕方、あるいはどういうものにどれくらいの連携会員が必要かという実際の活動の中からおのずから定まってくるものと考えられる。要するに、必要に応じて増やしていけばいいということ。

各方面からこれに対して批判的なコメントをいただいたが、この中には中間まとめの表現が必ずしも十分でなかった、あるいは舌足らずであった故に出てきた御批判というか、誤解もあったが、それと同時に十分こちらの申し上げたことが、少なくともちゃんと書かれていることについての誤解ないし理解不足に根差すと思われるものが少なくなくて、学術会議と学協会との連携がとれなくなるとか、学問分野をカバーするには会員の数が二千何百人いなければならないという御批判はその典型例ではないかと思う。

現行の研連委員に匹敵する数、これは大体2,500くらいだが、当方の提案においても連携会員の形で維持することは可能。さっき申し上げたとおり、必要に応じて必要な数だけ増やしていく。そもそも学問分野をカバーするために必要な数だけの連携会員を選ぶことが必要であり、またそうすればよい。

逆に、既存の学協会からの代表によって研連が構成されるという現行制度によっては、多彩な学問分野を十分カバーできるかどうかという疑問さえあることを付言しておきたい。また、学協会との連携については、会員や連携会員を選ぶに当たって、学協会の推薦等を有効に活用すれば問題ないはず。これは先ほど申し上げたとおり。

こうして見ると、学術会議側あるいはそれと大体揆を一にする批判的なコメントと、当方の中間まとめとの間のフィロソフィーの違いは「期」制を維持するか、廃止するかということと、会員の選考を co-optation 方式にするかどうかという点に絞られてくるが、この2つの論点は実は先ほど申し上げたように相互に密接な関係にある。任期制、定年制によってメンバーの入れ替わりを恒常的に行いつつも、全体としては同一性を保つ合議体がずっと継続して俯瞰的な立場で活動をしていく体制、これを仮にアカデミー型と申し上げておくと、こういうアカデミー型を構想するのか、3年ごとにメンバーが、現在の制度ではもちろん2回までの再選が許されてはいるが、原理的には一斉に改選される。全取り換えになる。したがって、会員構成がその都度、選出母体である学協会の意向を反映したものになる現在の「期」体制、これ

をあえて議会政治的型と申し上げておくが、これを維持しようとするのかという違いに対応して、co-optation か、あるいは学協会ないしその連合体を単位とする、いわば学協会依存型の選出制度かという違いが出てくる。

この点、今、申し上げたような現行制度は既に述べたとおり在来の学問体系や諸分野の勢力図を反映する形になっていて、そこから自由に学問の新動向に対応した新しい構成を柔軟につくり直していく、そして、中長期的な観点に立った継続的な活動を行うという目的にとっては適合的でない形になっているのではないかと私自身も考えるし、この中間まとめも基本的にこの専門調査会での議論を踏まえてそう書いてあるつもりだが、その考え方を改める必要は基本的にはないのではないかと考えた。そして、先ほど事務局から説明のあった答えの方も、基本的にそういったスタンスから書かれていることは御理解いただけると思う。

なお、設置形態、所管の府省、あるいは移行措置等についてもさまざまなコメントが寄せられたが、これについてはこの専門調査会でもまだ十分議論をしていなくて、これから検討をお願いする問題と思っている。無論その際、こうした意見を参照することは必ずやっていかなければならないと考えている。大体、通観するとこんな理解ができるのではないかというのが私の整理。以上、いろいろな立場からの御議論もあると思うので、是非忌憚のない御意見をいただきたい。

○市川委員

全体の取りまとめは会長のおっしゃるとおりだと思うが、最初に言われた、意見をどう見るかという点で少し考えてみたい。

通常 of 法律の原案に対するパブリックコメントのように世の中にばんと投げ出した場合には、これくらいの数しか返ってこないことは理解できる。しかし、伺うところによると日本学術会議では学協会の会長あるいはそれに代わる方をお集めになって、この中間まとめに関して積極的に意見を言うようにと、ある意味では非常に好意的な御措置もおとりになっている。そして、会員選出に関わるいわゆる学術会議登録学協会は、私の記憶では、いま千以上あるのではないかと思うが、少なくとも会員選出という意味で日本学術会議に関わっている学協会の千の中から、学協会を代表する形で意見が出てきているものはわずか 52 で、5%程度しか御意見が出てこなかったということは、かなり考えなければいけないことではないか。会員選出に関わっている

学協会ですら日本学術会議に対してこれくらいの関心しかお持ちになっていないことについて、本調査会はどう考えるのか、を少し検討すべきではないかと思う。

○石井会長

ありがとうございました。ほかに御意見は。

御意見がもしなければ、資料１－２のような形で意見に対するこちらのスタンスを公表することに、先ほど提案した趣旨から言うとなるが、いかがか。

○塩野委員

公表の趣旨だが、意見募集は広く意見、あるいは私の理解では情報を求めること。それに対して、この意見を求めた方がいつ最終的な答えをするかはまた別の話で、私の理解では今の会長のまとめは、これまでのこの専門調査会の意見をおまとめになって、現時点では確かに御整理のとおりだと思う。

ただ、今後、会議を重ねていくうちにまた考えを改める専門委員もある。今日これを拝見して、すぐこれで確定したということにはならないのではないかと思う。その意味で、今後議論を重ねていくうちに、この意見募集が最後の方の設置形態だけではなくて、また前の方についてもこういう意見があったことについてはもう少し考えた方がよからうという御意見が出てくるかもしれない。そういうことを前提にした上で、とりあえずこういった形でおまとめになるということは私は賛成。

○石井会長

中間まとめの基本的な考え方からするとこういうお答えになります、というような表現で公表するというのが穏当かと思う。

それでは、一応そのような取扱いにさせていただくということでよろしいか。

(「異議なし」と声あり)

○石井会長

ありがとうございました。本日は、科学技術担当大臣の細田大臣が御出席されている。閣議があって中座しなければならないので、ここでごあいさつ

をいただきたい。

○細田大臣

皆様、こんにちは。掛けたまごあいさつさせていただきます。科学技術担当大臣に9月30日に就任した細田です。

委員の先生方には、この日本学術会議の在り方に関する専門調査会といういわば一番難しいテーマに取り組んでいただき、今日が第12回だが、本当にこれまで御苦勞をおかけいたしている、またいろいろなお知恵を出していただいていることに心から感謝します。あくまでも学術会議は先生方の多くの方も含めた、いわば政府の機関でありながら、また皆様方の組織でもあるということで、この専門調査会であるべき方向を出していただくことは非常に意味のある審議形態であろうと思う。

世の中でいろいろな道路の問題をやったり、規制緩和をやったり、さまざまな審議会、調査会組織でやっている、小泉総理は何でも丸投げしてけしからぬとか、いろいろな評論も出てくるが、これはまさに長年、政府の一機関としてやってきたが、どうも何となく違和感があるなという感じはだれしも持っている。その違和感を解いて、また新しい形、姿、会員の在り方、お金関係の在り方、政府との関わりを考えようとすると、それぞれにいろいろな問題が出てくるという意味で、お知恵を賜るときに非常に難しい面が出てくるのは我々もよく承知している。

中根先生もいらっしゃるが、日本の社会の中でこの手の問題は一番解決が難しいたぐいの問題だが、是非とも21世紀の我が国の先々にとって、日本学術会議が本当にいい形でだれもが納得するような形で、しかも意義のあるものに、今ももちろん意義は大きい、更に基盤等を強化して大きな働きができるように、是非ともさらなる御議論をいただきたい。

いささか抽象的だが、私も通産省に長年いて役人もやっていた。政治家になって十数年いろいろな役をやってきたし、行革問題を党でも取り組んできたし、政治家としていろいろな議論があるが、やはりこれはしっかりとした方向性を打ち出すべき時期でもあるし、課題でもあるということだけ申し上げてごあいさつとさせていただきます。

今日は年末になってきて、来年度の経済運営、来年度は今のところデフレで非常に大変だが、恐らく0.6%ほどで来年度の経済成長率を決め、本年度は大体0.9%実績見込みを決めているが、これは閣議が済んでみなければわ

からないが、大体そういう方向で日本のマクロの経済の枠組みを決める閣議があって、それを元に予算を組む。税は大体骨格が決まっているが、大変なことで、税収自体は 41 兆円しかない。税収は 55 兆円から 60 兆円あった。それが今や 41 兆という景気低迷もあるし、減税ばかり繰り返すということもある。増税はなかなかやらずに、今回も減税の方がはるかに大きいということもある。

その中で、通常の一般歳出は 48 兆円で組んでいこうということだから、小泉さんが 30 兆円で抑えようとした国債発行も 37、38 兆まで延びるし、橋本内閣のわずか 5 年前には 17 兆くらいだった。年々の国債発行は 16.7 兆だった。だから、決して積極的でない予算をやっているのではなくて、どんどんこの 5 年間積極的にやって、まあまあの経済成長だが、しかしやはり経済のためには少し補正を組み、支出をし、借金をしなければならない。これはこの日本学術会議の在り方とは関係がないようにも見えるが、非常に解決の難しいという意味では同根の問題点を持っている。

そういったこともあって、ここで失礼しますが、是非とも難しい中でブレイクスルーをするというお気持ちでお取りまとめいただくように、よろしくお願いします。ありがとうございました。

（２）設置運営形態等について

○石井会長

では、２番目の議題に移りたいと思います。事務局から資料の説明を。

○三浦参事官

（資料 2 - 1、2 - 2 に沿って説明）

○石井会長 中間まとめまでには十分議論できなかった論点について御議論を、今日はフリートーキングで結構なのでよろしくお願いします。

○市川委員

（資料 2 - 1 について）ここで 5 つに区分されて議論されているが、これは本調査会の場でなされたことの要約なのか、さらには例えば日本学術会議の改革案で議論されていることもここに取り込まれているのか。その辺をま

ずお伺いしたい。

○三浦参事官

御説明します。実際の議事録から取ると冗長になるので、加工はしているが、ほとんど当委員会での議論に忠実に再現したもの。

○市川委員

ありがとうございました。

では、本論に入りたい。まず左側を拝見すると、この形がいいという御意見よりは、むしろこの形でもできるという御意見が3つある。残った2つ、3番目と5番目は、性質として私は同じものではないかと思う。まとめて一言で言うと、我が国の社会も、あるいは科学者コミュニティもお上に弱いので我々もお上にいたいと、曲解しているかもしれないが、そのように読める。

殊に5番目の「社会も科学者コミュニティもまだ未成熟のため」と言うが、これはいつかも申し上げたが、日本学術会議が成立してから50年たっている。なおいまだに未成熟というのは一体いつになったら成熟するのか。あるいは別な言い方をすると、これからの組織は成熟する方向の仕組みでなければならないだろうという気がする。

さらに、先ほどパブリックコメントに対して私は発言したが、なぜ会員選出の学協会がこれだけ日本学術会議について無関心なのか。更に、データとしてはこの調査会が始まった2回目くらいに、学協会から御意見を聞いたことがあったが、会員を選出すると後は日本学術会議から何も言ってこないという非常に受け身な御発言があった。私は、もし日本の学術の現場を支えているのが学協会であり、そして広く学術政策に関する機関をその上に置くということであれば、学協会が少なくとも関心を持つ程度にはコミットしなければならないと思う。

なぜ関心を持てないかということ、会員を出してしまうとあとは国の特別な機関としてお金は全部お国からきている。何かやっているんでしょう、で止まる。だから、学会が出すのか本人が出すのかわからないが、少なくとも自らが関わりを持っているというレベルのサポートが義務化されていない限り、いつまでたっても成熟化しないであろう。そういうことで、私は左側を否定したいと思う。右側の形に賛成である。

○石井会長

ちょっと伺いたい。学術会議が法人格を持ったとして、学協会がそこにフィーを払うとか、分担金を払うとか、そういうことを想定している御意見か。

○市川委員

分担金もその一つだと思う。少なくとも自分でコストを背負ってコミットしていくシステムが要するという事。それは人員を出してもいいのかもしれない。背負い方はいろいろあるだろうと思う。事務局員は学会から行くということもあり得るだろうし、何らかの形でコストを背負ってコミットするということが重要である。

○益川委員

コミュニティが未成熟だということがひとつ問題になっているが、未成熟というのは学協会とか学術会議が未成熟という意味だけではなくて私は思う。日本の税制みたいなものが、アメリカと明らかに違って、例えば寄附などしにくいようになっている。そういう意味で、運営するときの資金を国がある程度サポートしなければいけないのか、それとも、寄附に頼ることができるのかというところで使われた言葉だと思う。そういう意味で、今の発言は私としてはすんなり受け入れることはできない。

○石井会長

事務局、今の御意見、つまり金が十分集まらないのではないかという点で使われた言葉ではないかという御発言だが。

○三浦参事官

そういう御意見もあったことは議事録上、確認している。ここは海外との比較で書いたところではコミュニティ自身の比較を書いたのでそういうことになっているが、冒頭に申し上げたように全部の御意見、議事内容を拾えていないので、この内容については更に情報あるいは書いたことと逆の御意見等もあったということも含めて出していただいて結構だと思う。

○石井会長

益川委員の御発言に対して質問。寄附も十分集まらないとかということも

あるからという御趣旨だったろうと思うが、そういう意味で未成熟だと。それは仮に法人格を持つ団体になったとしても、国からの財政的な援助は必要というか、不可欠であるという文言はたしか中間まとめに入れたはずで、それとの関係では今の御意見はどういうふうになるのか。

○益川委員

ある程度緩和されると思うが、前の学術会議でそんな文言はないということだが、私はでき上がった初めのときに、学術会議の答申等が国の機関であるが故に、民間の団体が勝手なことを言っているのではない、国の機関として存在している学術会議がしかじかの答申、勧告をした、そこに重みがあると聞かされて、そう私は理解している。そういうことは私は重要だと思う。ただ単に私的な学協会が勝手なことをほざいているのではない。それだけ出てきた勧告等に対して１年ならば１年のうちに当時の総理府が対応しなければいけないというデューティーを負っていたはず。私はそういう関係が重要と思う。

○石井会長

お言葉を返すようだが、中間まとめでは、法人格を与えるというのは即、私的な法人になると決めているわけではない。法人にはいろいろあるということで資料２－２にいっぱい並んでいる。民間の公益法人が一番右側にあるが、いろいろな公法人というか、そういうものも想定の中には当然入っている。

それからもう一つは、諮問に対する答申をしたとか、あるいは提言をしたときに、それに対する応答義務が政府の側にあることが大事であるという御議論があって、これまた中間まとめの中に書いている。「勝手にほざいている」という構図にしないということは既にここで意見が一致しているはず。だから、今ここで議論になるのは、法人格を持つことにはさまざまな幅があって、そのどれを取っても法人では困るのか、それともこの程度ならばアクセクタブルであると考えなのか。その辺を余り前提を決め付けずに御議論いただきたいというお願いだが。

○益川委員

多少はわかっているつもりだが、国立大学すら法人になる世の中だから、

そういうことはやったらできなくなるということではなくて、なぜそうしなければならないかが私には理解できない。だから、今の法人にしなければできなくなるという理由がよくわからないという意味。

○石井会長

だから、法人格を持つ存在になることからくるメリット、デメリットがいろいろな立場から想定されると思う。まさにそこを御議論いただければありがたい。だから、こうしなければいけないという理屈はわからない、という御指摘はそうだと思う。だれでも、これはしなければならないと考えているわけでは多分ないのではないか。だからこそ、いろいろな選択肢をここに並べて御議論いただきたいと思っている。

それから、今度は逆の市川先生の質問といいますか、コメントだが、学協会がアカデミーみたいなものに対して団体としてサポートするとか、あるいは応分の負担をするとかという仕組みを持っている国はあるのだろうか。

○市川委員

私が知る範囲では、ない。

○石井会長

アカデミーは、普通は個人ベースですね。

○市川委員

よけいな配慮かもしれないが、我が国では個人ベースではなかなか大変だろうということ、それから将来も学協会の推薦あるいは情報が会員の選定に大きな意味を持っているという環境の下で、学協会からと申し上げた。外国のアカデミーはそういう状況には私の知る限りではない。すくなくとも自由諸国におけるアカデミーでは学協会からというのではない。その場合には個人が背負うなり、あるいはエンダウメントというか、外からお金が入る形となっている。日本の場合には現在までそうだったし、これからも学協会を何らかの選出の基盤とするとすれば、選出母体は何らかのコストを背負ってもおかしくはない考える。

○中根委員

ちょっと違ったことかもしれないが、私も5番目の「社会も科学者コミュニティもまだ未成熟のため」という、これがちょっとおかしい表現だと思う。未成熟だから国の機関としなければならないというのではなくて、いろいろな条件とか、それから社会学的な意味で欧米のここで作っているのとは違うからとか、それから今まであった学術会議の中の学協会がそれぞれ非常に違う力、経済的あるいは科学的な力の違う団体を含めたものだからとか、違うからということで、未成熟だから政府のあれが要するというのは論理的に表現としてまずいのではないかと思う。

○石井会長

何か事務局からコメントは。

○三浦参事官

当資料の言葉は極力、先ほど申したように、委員の御発言等の議事録から忠実に抜いている関係で、論理が飛躍する場合も生じていることはあると思う。「社会も」と一口に書いたのは、そのバックにあった発言は、寄附等がなかなか我が国は欧米のように集まらない、税制等の問題もその一環にあるということを圧縮したつもりだが、いずれにしてもこれは論議の材料で、幾らでもふくらませていただいて結構です。

○塩野委員

これを2つ並べてみた場合、現時点で今とにかく白地に絵をかけと言われたら、私は右になると思う。と言うのは、科学者コミュニティをつくる、そこで政府にいろいろな勧告でもいいし提言でもいいが、独立した立場からそれを言うべき一種の組織をつくるときに、政府の中にまた特別の機関というのは、何度もここで申し上げて恐縮だが、いろいろなものが入っている。その中に押し込めるというのは、理屈としてはなかなか出てこない。

ただ、ここでの問題は歴史的な事情によって学術会議が国の特別な機関として設置されている。それは、恐らくその歴史を振り返ると、そのときの合理性はあったのではないか。それが本当にそうであるかどうかは別として、その当時、官民の格差が非常にはなはだしい時期においては、政府の中に入れておかまいとなかなか言うことはきかない。また、独立行政法人などという法人もないし、公法人はあったが、非常に混乱している時期に別口法人格

をつくれというのは、その当時はあるいは無理だったかもしれない。

それが現段階において白地にかいてみろと言ったときに、左がいいということは、今まで行政法等々に携わった者からすると、そうはならないだろうと思う。

ただ、かといって、現在存在しているものをどうするかといった観点にたつと、ここにはなかなか出ていないが、もう少し、独立の法人格にしてしまうとこんな点が非常にやりにくいとか、実務的に見ても、あるいは人材の養成という点から見てもとてもこれはやりにくいということも問題となる。つまり、科学者の先生方が一生懸命張り切ってみても、常勤としてそこで働くという方も場合によってはおられるかもしれないが、すべての人はそうでないということになると、毎日毎日とにかくこの学術会議を支える人をどうやれば継続的にアベイラブルなものとなるかといった問題とか、予算の獲得とか、なかなかここには表れていないものがあるとすれば、そこは率直に実はこういう点があるということを出していただかないと、議論は深まらない。

これでその抽象的な議論をすると、左は全部つぶれる可能性がある。特に先ほどおっしゃった3番目と5番目は現時点においては、この理屈をもって世の中に専門調査会の意見とするということにはならないと思う。

○三井委員 先ほどの「未成熟」だが、実は私が未成熟ということを申し上げた。これは国民、一般の市民が科学に対する考え方成熟していないということ。市川先生がおっしゃるように学術会議に個人ないしは学協会がコミットしてそれをサポートする体制でなくてはならない。というのは、おっしゃるとおりだと思うが、学協会から会員が離れていっている。したがって、学協会自体の財政基盤が非常に弱い。例えば日本工学アカデミーでも会員が減ってきてしまって、その財政が大変。学協会自体がそういうことに瀕しているというのは、国民が学術を大事にしていない証拠であろう。

市川先生から御指摘があった、意見募集においても学協会の関心が薄いというのは、そういうところに要因があるのではないか。本当に国民の皆が学術を大切にする、先生を大切にする、ドクターを大切にする、今度、ノーベル賞でかなりわきたったとは思いますが、そういう機運になっていかないと学術会議の存在が危険になるのではないか。そういう意味で、しばらくの間は国の機関として置いておかないと学術自体が危機に瀕するという危機感を持

っている。そういう点を申し上げた。

例えば、私が学術会議の会員で研連の委員長をしているときに、3年間1期の間に3つ報告書をまとめた。これは小委員会を設けて、小委員会の先生に毎月集まっていたいて、それで議論をしてまとめた。研連の先生方に対する旅費が1年に3回しかなく、小委員会には全くない。つまり、小委員会の先生は全くボランティアでそういうことをしてくれた。これはなぜかという、やはり学術会議の持つ重要性、重みを十分考えて、しかもそのテーマの重要性を考えて、先生方が協力してくれたということだと思う。これがもし民間の機関になったときに、果たしてそういうふうに先生方はボランティアでやってくれるかどうか。今の民間のシンクタンクがそういうことをするかと考えると、自信が持てない。やはり国の機関として学術会議があって、その重みがあるからこそ、そういうことをやってくれたのだと思う。ボランティアの先生方が期せずして集まってくるような体制になってほしい。

○山路委員

私は最初から申し上げていることだが、学術会議の機能としては提言機能と、それからアカデミー機能とがあるが、このことを分けて考えるべきと思う。提言機能としては政府に対するものだけではなくて産業界に対するもの、社会に対するもの、一般の人々に対するもの、それから学会に対するものもすべて含める。そういった提言機能に関しては、ひとつのテーマを調査、研究して提言にまとめて提出することは、政府からお金をもらってやるべきであると思う。ただ、そのとき問題になるのは、政府の方針に批判的な提言なった場合だが、これはむしろ非常に大切な提言だと思う。全部批判的である場合もあるだろうし、一部批判的である場合もあるだろう。どんな場合も、政府は提言を受け、それを尊重する。提言作成にかかる費用はどんな場合も必ず負担することを予め政府が約束してくれる必要があると思う。いずれにしても、提言機能についてはやはり国のお金を使ってやるべきであると思う。それは非常に重要な役割の一つだと思う所である。もう一つのアカデミー機能、学問の水準維持とか、海外のアカデミーとの連携、これも大変重要なことだが、こういったことに関しては、いつまでも日本的ないき方ではなくて、欧米のアカデミーのような方向に移行すべきであると思う。

ただし、一遍では無理だと思うので、アカデミー機能を果たす場合の基本的な財産、例えば事務所、及び基本的な支出、事務局の費用など、そういっ

たものは基本的に政府の方から補助していただくのが今の段階ではよろしいのではないかと思う。そういった基本的な財産、基本的な支出を支持してもらえば、あとは会員からの会費徴収でやっていけるのではないか。

そういうことで、私は学術会議の基本機能毎に国の機関にするか、独立の法人格にするか検討するのがよいと思う。今申し上げたような条件が満たされれば、設置形態はどちらになってもよろしいのではないかと思う。

○松尾委員 私も何か言わないといけないと思う。非常に困っているが、設置形態と、その中身の改造の問題を少し分けて考えて、結論を先に言うと国の機関だから今のような状態が永遠に続くということではなく、あるいは法人格を取得したからいいことばかりということではない。

先ほど来、塩野先生等からも出たと思うが、2つの形態のメリットとかデメリットを明確にして、ソフトランディングに移っていけるようなことが必要ではないか。例えば、学術会議のような機関、組織が国として必要だと考えるならば、そこにはやはり一定の、権威という言葉はよくないかもしれないが、一定の強さ、あるいは外向きに対してもそういったものがあって、かつ安定性がないと私はいけないと思う。

だから、法人格の問題だったら国費で賄われる法人格を持ったそういう機関とそのメリットと、国の特別の機関として置かれている場合のメリット、デメリットをもう少しはっきりしないといけないのではないか。私が国大協でこの問題に類したことを非常に苦しみながらやってきた。今度の法人格を持った国費で賄われる大学に対して非常に積極的に取り組んでいるつもりだが、そこにくるまでにやはり3年、4年、5年と、法人格を取得する場合に通則法に対してどういうことが特別でなければいけないかということを猛烈に積み上げてきた。これは先生方には釈迦に説法で恐縮です。それで、そういう一つの経験からしても、拙速に結論を出すのは非常に危険に思うのです。Aという設置形態ならこの種の改造はできないとか、Bすればそれができるけれども、こちらはこういう点がだめだとか、うまく言えないが、そういうことが十分議論されないと、実際には安定性を持った組織がうまくできていくようには思えない。

大学の場合でもう少し申し上げると、今、新しい連合組織というか、新国大協をつくる委員会を設置した。しかしその前の基本設計で1年以上かかった。その中の議論では、Aという大学が、三十何倍差のある会費を払って組

組織を保っている現状がある。それでは、今度はバラバラでやるかという意見が出てくる。結論から言うと一定の組織を皆で持っておかないと、いろいろなところに対してきちんとした意見も言えないし、お互いに助け合ったりもできない、あるいはロビー活動もできないということになり、その上で会費から定めていく。それは、各大学がその新しい組織に加入してそれだけのメリットがあり、それがなければだめだという強いものがあるからです。

それで、私が思うのは、学協会をベースで負担していくような組織にある程度していかなければならない。しかし、今の大学と比べた場合、全学協会に共通する利益のようなものは非常に探しにくいと思うのでバラバラになってくる。そうすると、やはり国費で基本的に賄われていて、そういう面では安定性のある組織でないといけなくなる。

そういうこと等を少し考えないといけなくと思うのと、co-optation でやる。先ほどの会長のまとめで非常によくまとめられているし、結構だと思うが、学協会との連携も切るわけにはいかない。学協会が一定の財政的な面もカバーしていく、あるいは民間から何かもらうということにすると、新しい分野の人を入れていって育てていくことが非常に難しくなるのではないかな。

○石井会長

塩野委員の御発言をきっかけに、議論の次元が非常に具体的になってきて大変有益な御議論をずっといただいてありがとうございます。結局現実にある、あるいは今まで活動してきた学術会議を前提にし、かつ現在の国家、政府の組織を前提としてどんな問題が起こり得るのか、そういうシミュレーションはまだ今までここでしていない。塩野委員の御指摘のとおりで、いろいろな制度の枠みみたいなものをここに並べてみて、どうしたらいいかという形で問題を投げ出しているが、実際問題として、例えば国立大学が法人化するというときに、当事者である大学の方々がいろいろ御議論して、それでこういうところが大事だ、こういうところが大事だ、これが不可欠であるということで議論が積み上がってきて、ある種の形が今、見えつつあるのが実情。

これに対して、残念ながら学術会議の方からそういう形での御議論は今までいただいていたいなかった。具体的に学術会議は学術会議として立派に仕事をしていくために何が重要で、それがこういう制度的枠組みとの間ではこういうコンフリットが起きるだろうというような形ではなくて、専ら抽象的なレベルでの御議論が多かった。そういう意味では、片方で学術会議の側で御議論

が積み上がっていくことを期待したいが、ここの総合科学技術会議の専門調査会としてはそれとは別に、まさにその議論をここでちゃんとやらなければいけない。

その場合に、学術会議の御経験をお持ちの先生方もいらっしゃるので、その実情をしっかりここに出していただいて、もうちょっと議論が具体化、細密化すると議論が先に進むのではないか。本当に今のままでやっていると右側しか残らないという御指摘は大変大事だと思う。是非その方向で議論を進めていきたい。

ただ、これだけは繰り返しになるが、国からの財政措置が不可欠であることは皆さんどなたも否定なさらないと思うので、これは共通の前提としておさえていく。仮に公益法人が例えば財団法人なり社団法人になったとしても、そこには国の財政的措置がきっちり必要だ。これは国立大学の場合と変わりはない。その点に関する限り、少なくとも同じ条件だと思う。これは確認して議論の共通のベースにしていきたい。

問題はその財政的措置をしっかりと受けるために、あるいはそれを確保するために法人になってしまうと具体的には何か障害が起きるのか起きないのか。そういう問題を議論しましょうというのが先の塩野委員の御発言の根本的な趣旨だったと思う。そういう形で議論をする。つまり、こうすべきだということについては共通の理解に立って、それを実現するための方法論として、あるいは具体的、制度的な枠として何が望ましいのか、あるいは何か困る点があるのか、そういう形で議論が進めばいい。それからもう一つの前提は、法人といってもいろいろなものがあるということで、法人化イコール民間化ではないということも十分前提にしていいただきたい。

しかし、法人化するとさっき申し上げたような意味での財政的な措置とか、あるいは提言機能を十分果たしていくときに法人化が何か具体的に問題を起こすかどうかという形で議論をしていただきたい。法人にはかなり幅があって、その中で何がアクセプタブルか、何がだめなのか、そういう形で議論が進んでいくといい。

一つ塩野先生に質問。日本では国の機関であって法人格を持つというのは今のところ現行法上あり得ないか。

○塩野委員

それは定義による。行政機関とすると内閣の下に、そして国家行政組織法

及び内閣府設置法の系列に属する。それは定義だから。

では、独立法人格を持つとその位置付けはどうかについては、今、会長から御指摘があったようにいろいろのバラエティがある。これは私の説で通説とは限らないのでそう考えていただきたいが、私の説では独立行政法人は行政主体であるという説明をしている。国の行政機関ではないが、国の一部である。それが実定法化されているのは情報公開法において情報公開法の制度をそのまま適用するわけにはいかないが、国の一部であるという理由で、独立行政法人等の保有する情報公開に関する法律が先般制定された。

それを正当化する根拠、独立行政法人が情報公開の制度を持つということは政府の説明責任の一端を担うという説明で、そういった独立行政法人は政府の説明責任の一端を担う、つまり行政主体であるというのが私の説。

敷衍すると、先ほどの話で国の機関であるから権威がある、あるいは、国の機関であるから政府の行政機関も言うことを聞かし、国民も納得するというのは、法律論というよりは社会的なバックグラウンドに左右される問題であると思う。

これが純粹の民間だと、民法に基づいて公益法人の設立をして、全く民間だと、政府もおいそれとは提言を受け入れられないということはあるかと思う。ただ、この法人の場合にはどう転んでも、恐らく法律が必要だと思う。つまり、応答義務を課するためには法律がどうしても必要だし、政府の支出がある場合にも通常の補助金的なものではなくて、分担金的なものであるとすると、そのほかいろいろな要素を考えると法律が必要であることになると思う。そのときに、独立行政法人のような格好にするのか、いわゆる認可法人にするのかといった色々な選択肢はこの後にある。

この席で私は何度も言って恐縮だが、指定法人にするなどということは後々の話で、この学術会議が中立であり、かつしかししっかりした財政基盤でいい知恵を出す、あるいは周知を集めることには何が必要かをまず考えていただくということだと思う。

もう一つ、ついでに付け加えると、直感でまた後で変えるかもしれないが、この右側はある種の到達点が出ていると思う。先ほど申したように白地でかけばこれになるかと思うが、左はどうもこの理屈もそれぞれ見ていると、これまでの理屈ではやはり中間的なもの。これが最終的なものであるという理屈はここには出ていない。先ほどの市川委員の3番目、5番目はまさにそう。そうすると、この左側を考える場合にも、これは社会の進展等に伴って見直

すことあるべしといった理解が背後にないと、左側の議論は説得力はないのではないかと感じている。

○市川委員

今の塩野委員の御意見をバックアップすることになるかもしれないが、先ほど会長がまとめられた、今後なすべきこととして、日本学術会議がなすべきことがうまくできるかどうか、どういう点が不便なのか、を具体的な検討を進めるのは私は大賛成である。そのときに2つだけ念頭に置いて進めていただきたい。

1つはいま塩野先生がおっしゃったことで、制度的な現状及び社会的現状をベースで設計しない、あるいは検討しないことである。制度も社会も変わっていくだろう。これから10年たった社会は今のようにお上が立派と思っている社会かどうかわからない。そういう意味で時間的な変化も頭に入れて御検討いただきたいのが第1点。

2番目はそれと非常に似ているが、その変化の方向を我々は望ましい方向に持っていきたいということ。塩野先生がおっしゃった、白紙で設計すれば右であるということになれば、先進国と同様に時間の経過とともに右側の立場に移行していけるような検討も含めていただきたい。

○松尾委員

私の申し上げているのは、先ほどソフトランディングと言ったが、進化性を持って考えていけないといけない。それでなければ、ひずみが一挙に出てしまうのではないかと思う。5、6年も前だが、私は第5部にいた。その中で、会員の選出の方法などについては非常に議論があって、先生も御承知かもしれないが、研連の組み替えなどもやった。それがなかなか実態を伴っていないのではないかなと言われれば、学会によって違う。非常に思い切って進めているところもある。

本当は一度の変えてしまえばいいだろうが、少し進化性を持ってやっていく必要があるのではないか。私も今の選出方法が学会だけでやっていくのは決していいとは思っていない。会員だった当時からそう思っていなかった。それは前にも申し上げたと思うが、学協会とその会員との合同の会合などを年に2、3回やったが、どうしても古い学会は既得権を守ろうとするところもある。先ほど会長もおっしゃったが、今の領域のような分け方をしていた

ら、複数領域にわたるような新しい分野はどこからも選出のしようがない。それをどうするか。とはいえ、この領域型の既存のものを今、全部ちゃらにしてという、これはまた大混乱が起こってくる。そういうものの変革を求めつつ、一定の定員は新しい分野に回していけるような、今は会員の選出だけ申し上げるが、そういうように段階的にやっていけるようにしていかないといけないのではないか。この場合、具体的にどうすればいいかを今すぐここで申し上げられないのはつらいところだが。

○市川委員

今の御意見とも関連するが、これから検討してどういう設置形態になるにせよ、その設置形態の下で組織は一般に保守的な行動をする。したがって、それが自発的に改善されていくことを期待するだけではなかなか動かないのが人間の組織であり、日本の社会ではとくに著しい。それを避ける一つの方法として、設置形態に関してはサンセット条項を付けてはどうか。サンセットを5年後にするのか、10年後にするのか、20年後にするのか、それは学術の動き、社会の動きを勘案して決めればよい話だが、サンセット条項を付けて、そのときにほぼ強制的に見直しをする。それを繰り返していくことによって、松尾先生のおっしゃった進化を図りたい。

○塩野委員

今の松尾委員と市川委員の御発言で、2つの問題が重なり合っていると思う。1つは設置形態についてどうするかという問題。それから co-optation を始めその他もろもろの問題についてソフトランディングをするかということ。これは性質上違うもので、今の市川委員の御発言もサンセットも両方含んでいるということなのかが問題。

ただ、その点に関して私はこの専門委員会に出席していたことからいうと、設置形態以外は決めてある。中間報告まとめについて先ほど発言したが、意見募集でこういった議論が出ているから、それは考慮に入れてソフトランディングあるいはサンセットでいくというのであれば、それは新たな御提言だと思う。中間取りまとめからすれば、2番目のものについてはソフトランディングは私はないと今まで理解をしていた。

○市川委員

私がいったサンセット条項は組織形態だけ。ただし、ほかのことが自然に変わっていくことを拒否するものではない。

○松尾委員

私も一番最初に、組織の形態とその中身の問題とは若干混在しているように見えるので、それは別に考えてやった方が考えやすいのではないかと申し上げたつもり。

○石井会長

つまり、何年か後には法人化するとか、そういう問題としておっしゃったと理解していいですね。会員の選び方とは別ですね。これは先ほど、一応意見募集に対する答えで結論は出ているということによろしいですね。

○松尾委員

はい。

○石井会長

私も、実はその2つの次元の違いがあるのではないかと言いたかった。塩野委員から御指摘いただいて今、私が最終的に整理したとおりで御理解いただいているとすればそれで結構。

行政主体という言葉はたしか藤田宙靖さんが独立行政法人について説明するときに使っていた。あれは行政法学のほぼ通説と理解していいのではないかと私は思っていたが。さっき塩野さんがおっしゃったのは謙遜であると。

行政主体を法律学以外の先生方にちょっと説明していただけますか。

○塩野委員

ドイツ語で言えば公法人でよろしいと思う。フランス語で言えば *etablissement public* だと思う。

○石井会長

公法人とか、いろいろな法律学上の言葉が出てきて、非法律家の先生方にはちょっと耳慣れないかもしれないが、若干取り次ぐと、ドイツ、それからフランスでは国の機関であることと法人格を持つこととは必ずしも排斥す

る関係にはない。ドイツの大学も国、と言ってもあれはランド、州だが、その機関であると同時に法人格を持つと規定されているし、フランスではもう少し幅の広い、最後に塩野さんのおっしゃった *etablissement public* というカテゴリーがあって、これが法人格を持った公的な機関で、大学も入っている。あとは文化的な *musee*（博物館）なども入っている。とにかく法人と国の機関は我が国において排他的な関係でとらえられやすいが、少なくともフランス、ドイツを見る限り、2つがくっ付いている制度をとっている。つまり、法人格を持つことのメリットを考慮して国の機関の一部についてそれを認めていると理解していただくとわかりやすいと思う。

○ 益川委員

国がつくった法人という感じで受け取ったらいいですか。

○ 塩野委員

国がつくったという意味だが、非常に厳密にいうと、国が法律の根拠に基づいて当該法律の設立委員を政府が任命することにし、その政府が任命した設立委員をもって設立された法人、これが広い意味での特殊法人で、その広い意味での特殊法人の中に独立行政法人と、それ以外の特殊法人がある。しかし、それ以外の特殊法人を全部国の機関としてみなしていいかどうかという、これはまた法律の設立の趣旨による。NHKはその意味では政府の一部ではない。したがって、独立行政法人とは異なり、情報公開法の適用は受けないという整理をしている。

そういう細かなことは別として、国がこういうことを法人格を持ってやれということを国民が信託をする。国民の信託に基づいて行動をするのが、たとえ法人であってもその信託関係はいささかも損なわれてはいけないというものとして理解していただくのが一番わかりやすいというか、大事なことでないかと思う。

○ 石井会長

私が申し上げたいことは、学術会議がちゃんと仕事をしていくためにどういう条件を整える必要があるかという条件を先に考えていただいて、そのためにはどういう組織だったらだめなのか、法人になったらこうになってしまうという議論ではなくて、こういうふうにするためには何が求められるか。そ

のために、もし法人化をするとすればどんな法人というものが描け得るのか。どうしても限界があって、これはやはり法人格がない方がいいと結論が出るのなら、それはそれで構わない。

法律家の議論はいつもそうで、結論から先にさかのぼって議論をする。それで、今回も制度設計だからその観点を御理解いただきたい。何が目的か、何を実現するのがきっちり抑えられれば、それに対応する制度設計がいろいろあり得るだろう。そのときに制度設計上、どうしても法律上、そうは設計できないという、言ってみれば与件みたいな、与えられた条件はある。そういう国の制度上の大枠みたいなものがあるから、それに抵触することはできないが、それに抵触しない限りいろいろな設計が可能。例えば学術会議に情報公開法を適用すべきでないといふにその条件を立てたとすれば、これは国の機関ではないと言わなくては困る。

○塩野委員

例外はあり得るかと思うが、情報公開法のところは余り適切な例ではないと思う。我々は今、国民を代弁していると思わなくてはいけない。学術会議に国民が何を期待しているのか、そこを骨太にきちんと議論すれば、もう我々の使命は半ば以上過ぎたと思う。その意味では中間取りまとめで今日、会長が御整理になったところで、私は骨太の線が出ていると思う。そこで、先ほど山路委員がどれを取ってもそう変わらないというのは、これはある意味では非常に良識的な御判断だと思う。ただ、そのときのどれを取るとどうなるかという条件については厳密に議論することと、それから抽象的な議論は避けるべきで、実務の今までの経験等々を、これは学術会議の御経験もあるだろうし、場合によっては事務局なりの経験もあるうかと思う。

○中根委員

今までの御議論を聞いていると、独立行政法人というのがおぼろげながらわかってきたが、国の機関が独立の法人格と法人を広い意味で取っているが、国あるいは独立行政法人に幅を狭めて議論した方がいいのではないか。というのは、学術会議がどうしても必要と思うのは、財政基盤と安定性と、それから権威。そういうものを満足させるためには、独立行政法人以外では難しいのではないか。余りに議論を広く法人と取っていくと難しいので、先ほど独立行政法人になるとどうかという点で枠を設定したらいかがか。

○石井会長

独立行政法人は中期目標を大臣から与えられて、それに対応する計画をこちらでつくって認可してもらおうというのが基本的な枠組みで、いわゆる今までの特殊法人と違う最大のポイントの一つ。今までの特殊法人はどちらかというと出来たらそれっきり自己増殖みたいな形になってしまう。それを防ぐために期間を区切って中期的な期間を取って、目標を大臣が与える。それに従って法人の方はこうやりますというのが基本で、国立大学はそれでは困るというのでいろいろ議論がされた。学術会議が今、申し上げた点で独立行政法人になじむかどうかという議論はやはりしなくてはいけない。絞って議論をするのはもっと先の話だろうと私は思う。

学術会議の活動を保障するためには、独立行政法人か、国の機関かという二者択一の前に、先ほど申したように何が求められるのか。例えば中期目標、中期計画がまずいのなら別のことを考えようということに多分なってくるだろうし、その他いろいろですね。

○松尾委員

おっしゃるとおりで、結果的にはまだどういう法律に書かれるのかわからないが、初めは大学の場合も独立行政法人通則法にと、そうすると大学という研究教育機関が長期的な目標とか計画を持たずして中期的なものから組み立てるのは非常に難しいということではいろいろな議論をして、大きい意味ではそういう法人制度の中に入っているが、ちょっと違う形のものをつくってもらように今、一生懸命やっているところ。

法人格を有する場合もいろいろな形があるだろうが、それは私は専門ではないのでわからない。会長がおまとめになっている方向で私はよろしいかと思う。例えば、建物をつくるという私の専門からいくと、まずそこを使う人とか、あるいは周辺の人からどういう機能が必要で、そのためにはどういう人数とか立地が必要かというヒアリングを全部やって基本設計をやる。それにまた意見を入れて、それから実施設計へ移していく。申し上げたいのは、会長がおっしゃっているような方向と少しも変わらない。本当にこの学術会議として必要な機能とか、必要性とか、あるいは満たさなければならない条件とか、安定性とか、世界に対する一定の権威を持たなければいけないとか、そういうことを積み上げていくと、設置形態はどういうことがいいのかという

ことになってくるのであって、それはひょっとしたら国の特別の機関の中でできるのかもしれないと申し上げたつもり。

○山路委員

素人でも解かるようにまとめて頂くと、現在の日本学術会議法をうまく変えていくか、それとも新たに仮称、日本学術会議法人というものをつくるかと、そういうことか。

○石井会長

日本学術会議法の改正になると思う。廃止で新法をつくるというのではなくて改正の形をとるのでしょね。

○塩野委員

法人を設立するのなら、廃止して新しい法律ということ。

○石井会長

たしかに、特殊法人を独法にするのでも廃止している。法人格を与えるのなら法人格を与えるという意味の条文を含んだ法律になる。それが法人法という法律の名前になるのか、学術会議法という名前で中に法人格を持つと書くことになるのか、それは幅はあると思う。

○三井委員

設置形態の議論は今日始まったと思うが、この前も石井先生にお伺いした専門調査会の報告の期限について。あのときは19期の開始に間に合うように、それがぎりぎりの限度だろうという話だったが、今の状態でこれを議論すると到底時期的には難しい気がする。もう一度これからの予定というか、報告の期限を伺いたい。

○石井会長

それはまだ考える余地はあると思う。今から正確にこういう工程表でと申し上げられる段階ではないと思うが、19期について、全く新しい法律によって、18期が終わった後全く別の仕組みでスタートすることは事実上ほとんど不可能だろうと思う。

既に前例があるが、この前の改革のときには、任期の延長をするという形をとった。今回の話に引き直して言えば 18 期の会員の任期を全部延長するという形をとって、そのまま存続させる。そして、法律が改正されて、あるいは新しい法律ができて新しい方式でやれるようになったら、そこから新しいものがスタートするという形になる。

仮にそういう方法をとらざるを得ないとしても考え方は 2 つあって、1 つは任期の延長をする段階に既に次の形がきちんと見えているということ。それが法案の形になっているかどうかまでは別として、かなりはっきり姿を見せている必要があるかどうかで考え方は 2 つに分かれると思う。前回は形が見えていた。できれば今回もそういう形にしたい。そのためには、いずれにしても黙っていれば 19 期の会員の選出という手続が走り出すので、それを止める、つまり任期の延長をするという法律案を出さなければならない。その裏打ちとして、次の姿についてのある程度きっちりしたものができ上がっていることが私は望ましいと思うので、それは今年の春くらいが一つのタイムリミットではないかと個人的には思っているが、それに間に合わせるべく先ほどのいろいろな制度設計上の条件を技術的に事務局と十分に検討してみたいと思う。

○三井委員

来年の春ですね。

○石井会長

はい、そうです。

○三井委員

その辺のところも事務的に詰めていただいて。

○三浦参事官

今、任期の延長を会長が口にされ、中間まとめにも確かに書いてあるが、それはしなくてはいけないと書いてあるわけではない。

新しい形態を国会で法律を通して、それが実際に施行されるまでに実施のための手続が必要で、会員の選出をやり直すとかということが延ばした範囲内で間に合うかどうかという判断になる。前回は 1 年半延ばしたが、任期を

延ばすだけでも、今の任期は法律に規定されているので、法改正が必要。そうした場合に、実態の中身の伴わない任期だけの延長の法律を国会に上程して出すということは、理論はともかくとして実務的には考えられない。現在のこの議論の詰まり状態からすればまだ1、2回の議論を年を明けてからしなくてはならないと思うが、そうした場合に実務的には本体改正と任期延長を含めての改正を次の国会に間に合うように出すのは非常に難しくなっている。

御質問の御趣旨は、一方で19期の会員選考手続が今、進んでいるので大変に不安があるというお話をバックグラウンドにしておられると思うが。

○三井委員

そういうことではなく、純粹に専門調査会の報告はいつなのかということ。

○三浦参事官

期限からさかのぼる発想はしにくいと思う。非常に深い問題でもあるし、我々としては一番最初のもくろみはこの年内にでも、よければ秋にでも結論を出して任期の次の期の初め、あるいは任期を若干延長してもスムーズに移行する方向を考えたいと思っていたが、今の進行状態からは実務的には非常に困難な状況になっていると思う。会長が申し上げたとおり、更に検討した上でまた御相談させていただきたい。

○石井会長

私は個人的な気持ちを申し上げたが、無理ならば19期の選出が自動的に進行することに結果的にはなると思う。そうはしたくない気持ちがあるということだけは申し上げておく。

(3) その他

第11回専門調査会議事録(案)について資料のとおり確認、公開することとなった。